

第4編 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被災した各施設の原形復旧に併せて、再度、災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画である。また、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害の指定並びに「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画の作成に関する事項について定めるものである。

第1章 災害復旧事業の実施

第1節 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 海岸災害復旧事業
 - (3) 砂防設備災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (7) 道路災害復旧事業
 - (8) 港湾災害復旧事業
 - (9) 漁港災害復旧事業
 - (10) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 中小企業の振興に関する事業計画
- 11 その他災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定

1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の趣旨

著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき、当該災害を激甚災害であると政令で指定し、災害復旧にかかる地方公共団体の負担の緩和と、被災者に対する特別の助成措置を講じる。

2 指定の手続き

(1) 激甚災害に関する調査

ア 市

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

イ 県

県は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について関係各部で必要な調査を速やかに実施し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

(2) 特別財政援助額の交付手続き

ア 市

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県各部に提出する。

イ 県

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、県関係各部は負担を受けるための手続きその他を実施する。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

セ 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う滯水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償
還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2章 災害被災者に対する援護金の支給、 援護資金の貸付等

第1節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

[実施主体] 市

[実施担当] 市（援護部援護班）

(1) 災害弔慰金の支給

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

(ア) 死亡した場所の市町村（兵庫県の区域外の市町村を含む。）で、住家の滅失数が5世帯以上発生した災害

(イ) 死亡した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、住家の滅失数が5世帯以上発生した市町村が3以上ある災害

(ウ) 死亡した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、災害救助法により救助が行われた市町村がある災害

(エ) 災害救助法により、救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

ウ 支給対象者

災害により死亡した市民の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者で当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る）をいう。）の内の1人

エ 支給限度額

区分	死亡者1人当たりの支給限度額
死亡者が死亡当時その死亡に関し災害弔慰金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合	500 万円
上記以外の場合	250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に災害

弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる障害があるときは、当該障害者に対して災害障害見舞金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

(ア) 負傷し、又は疾病にかかった場所の市町村（兵庫県の区域外の市町村を含む。）

で、住家の滅失数が5世帯以上発生した災害

(イ) 負傷し、又は疾病にかかった場所の市町村を含む都道府県の区域内で、住家の滅失数が5世帯以上発生した市町村が3以上ある災害

(ウ) 負傷し、又は疾病にかかった場所の市町村を含む都道府県の区域内で、災害救助法により救助が行われた市町村がある災害

(エ) 災害救助法により、救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

ウ 支給の対象となる障害の程度

災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる障害

エ 支給限度額

区分	障害者1人当たりの支給限度額
障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
上記以外の場合	125万円

(3) 災害援護資金の貸付け

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

ア 貸付けの対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害

イ 貸付けの対象となる災害の規模

県内で、災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある災害

ウ 貸付け対象者

次の被害を受けた世帯で、その構成員の所得の合計が一定の額に満たない世帯主

(ア) 世帯主の負傷の程度が、おおむね1か月以上の療養を要すること

(イ) 住居又は家財の損害が、当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上であること

エ 貸付け限度額

被害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額	
	世帯主におおむね1ヶ月以上の療養を要する負傷がある場合	世帯主におおむね1ヶ月以上の療養を要する負傷がない場合
家財の価格のおおむね3分の1未満の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	
家財の価格のおおむね3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	150万円
住居が半壊した場合	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
住居が全壊した場合	350万円	250万円 (350万円)
住居の全体が滅失又は流失した場合		350万円

※ () 内は被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合の限度額

オ 貸付けの条件

(ア) 貸付利率 据置期間〔3年(規則で定める場合は5年)〕
無利子

据置期間経過後 無利子

延滞の場合(違約金) 年5%

(イ) 償還方法 償還期間 10年(据置期間を含む。)
据置期間 3年又は5年
償還方法 半年賦償還又は月賦償還
元金均等償還

第2節 被災者生活再建支援金の支給

[実施主体]	兵庫県
[実施担当]	市（援護部援護班）

被災者生活再建支援法によって、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

(1) 支給の対象となる災害の種類と規模

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の自然現象により生ずる次の規模の災害

- ア 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した災害
- イ 市内で10以上の世帯の住宅が全壊した災害
- ウ 県内で100以上の世帯の住宅が全壊した災害

(2) 支給の対象となる世帯

- ア 自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯
- イ 自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（当該住宅を解体した場合は、全壊扱い）
- ウ 自然災害により、危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不可能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯。避難した被災者の元の住宅は、全て全壊扱いとなる。）
- エ 自然災害により、その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯。イ、ウに掲げる世帯を除く。）
- オ 自然災害により、その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯。イ、ウ、エに掲げる世帯を除く。）

(3) 支援金の支給額

次項の表のとおり住宅の被害の程度に応じて基礎支援金が支給され、その後、住宅を建築・購入、補修、賃貸するかに応じて加算支援金が支給される。
支給額は全て定額で、使途の限定をしない渡し切り方式。

《支給額》

(単位：万円)

区分		基礎支援金	加算支援金		合計
全壊世帯	複数世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃貸	50	150
大規模半壊世帯	複数世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃貸	50	100
中規模半壊世帯	複数世帯	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃貸	25	25

※ 単数世帯は上記支給額の3/4

第3節 災害見舞金等の支給

[実施主体]	市
[実施担当]	市（援護部援護班）

明石市災害見舞金等支給規則に基づき、災害対策基本法第2条第1号に規定する自然現象又は大規模事故による災害若しくは一般火災の被災者に対し、災害見舞金等を支給する。

(1) 災害見舞金の支給

被　害　の　区　分	災　害　見　舞　金　の　額		受　領　者
	単身者世帯	2人以上の世帯	
住家の全壊、全焼又は流失	20,000円	40,000円	被災世帯主
住家の半壊又は半焼	10,000円	20,000円	
住家に係る床上浸水	1世帯につき 10,000円		

※ 特別の事情がある場合は別に定める。

(2) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の額	受　領　者
30,000円	葬祭を行う者

※ 特別の事情がある場合は別に定める。

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき弔慰金が支給される場合は、支給しない。

第4節 兵庫県災害援護金及び死亡見舞金の支給

[実施主体]	兵庫県
[実施協力]	市（援護部援護班）

（1）災害援護金の支給

兵庫県災害援護金等の支給に関する規則に基づき、災害により被害を受けた世帯主、重傷者に対し、生活の援護を図るため、災害援護金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

災害対策基本法第2条第1号に規定する自然現象又は大規模事故による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

(ア) 県の区域内において発生した自然災害について、1の市町の区域内の被害数が、5以上あるとき。

(イ) 県の区域内において発生したその他の災害について災害救助法による救助が実施されたとき。

(ウ) 知事が特に必要があると認めたとき。

ウ 支給対象者

(ア) 自然災害の場合

県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者

(イ) その他の災害の場合

当該災害が発生した（災害救助が実施された）市町の区域内に住所を有する被災世帯主

エ 支給額

災害の種類	被害の種別	災害援護金の額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 200,000 円
	住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円
	住家の一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。）又は床上浸水	〃 50,000 円
	重傷の被災者	1人につき 30,000 円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000 円
	住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円

(2) 死亡見舞金の支給

災害により死亡した者の遺族に対して死亡見舞金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

災害対策基本法第2条第1号に規定する自然現象又は大規模事故による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

(ア) 県の区域内において発生した自然災害により死者が生じたとき。

(イ) 県の区域内において発生し、かつ災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。

(ウ) 県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。

(エ) 知事が特に必要があると認めたとき。

ウ 支給対象者

当該災害による死者の遺族

エ 支給額

災害の種類	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民1人につき 200,000 円
		死亡した県民以外の者1人につき 60,000 円
	県の区域外	死亡した県民1人につき 200,000 円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民1人につき 100,000 円
		死亡した県民以外の者1人につき 60,000 円
	県の区域外	死亡した者1人につき 100,000 円

※ 明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき弔慰金が支給される場合は、支給しない。

第5節 福祉費（生活福祉資金）の貸付

[実施主体]	兵庫県社会福祉協議会
[実施担当]	明石市社会福祉協議会

（1）貸付資金の用途

災害により自立のため臨時に必要となる経費

（2）対象

- ・低所得世帯
- ・自然災害であって、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない、小規模な災害に被災した世帯
- ・火災等自然災害以外の被害を受けた世帯
- ・被災日の属する月の翌月1日から起算して6か月以内

（3）貸付限度額

1,500,000円以内

（4）貸付の条件

- ア 貸付利率
無利子、ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%
- イ 償還方法
7年以内（据置期間を含まない）

（5）その他

- ア 明石市災害弔慰金の支給に関する条例に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は貸付できません。
- イ 既に支出済の経費、他で借入されている経費、または既に借入が決定している経費は貸付対象なりません。
- ウ 借家等の修繕費用、家の解体費用や焼け跡の撤去費用、損害を賠償する目的での貸付はできません。

第6節 災害義援金の募集配分

[実施担当] 市（援護部援護班）

（1）募集・配分方法

災害が発生し、被災者などに対する義援金の募集・配分を必要とするときは、募集・配分方法、期間、その他必要な事項について、次の機関との協議の上、共同し、或いは協力して実施する。

- ・兵庫県
- ・日本赤十字社兵庫県支部
- ・明石市社会福祉協議会
- ・兵庫県市長会

（参考）

兵庫県南部地震の際の義援金の募集配分状況

- ① 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の設置（平成7年1月25日）
- ② 募集委員会が決定した配分基準により第1次義援金を配分
(平成7年2月～) 住家被害、死亡、行方不明
- ③ 第2次義援金配分
(平成7年5月～) 要援護家庭、負傷者
(平成7年8月～) 住宅助成
- ④ 第3次義援金配分
(平成8年9月～) 生活支援
- ⑤ 第3次義援金の追加配分
(平成9年6月～) 生活支援

第3章 被災者相談センターの開設

〔実施担当〕 市（各部）

1 被災者相談センターの開設

被害の状況に応じて、市役所に、被災者の総合的な相談窓口として被災者相談センターを開設する。

2 相談窓口の内容

- (1) 税、保険、年金相談
- (2) 住宅・宅地の修理、仮設住宅への入居等住宅相談
- (3) 災害廃棄物相談
- (4) ライフライン相談
- (5) 各種貸付け相談
- (6) 医療・健康相談
- (7) その他

3 開設方法

市職員の他、関係機関へ協力を求め相談員を派遣してもらい、利用者の利便を考慮しながら、開設・運営する。

第4章 災害復興事業の実施

第1節 災害復興計画

1 計画の作成

市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）を活用し、国及び県が定める復興基本方針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 計画の内容

- (1) 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- (2) 復興計画の目標
- (3) 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものという。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) 目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - ア 市街地開発事業
 - イ 土地改良事業
 - ウ 復興一体事業
 - エ 集団移転促進事業
 - オ 住宅地区改良事業
 - カ 都市計画法に掲げる施設の整備に関する事業
 - キ 小規模団地住宅施設整備事業
 - ク 津波防護施設の整備に関する事業
 - ケ 渔港漁場整備事業
 - コ 保安施設事業
 - サ 液状化対策事業
 - シ 造成宅地滑動崩落対策事業
 - ス 地籍調査事業
 - セ アからスのほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

